

平成 22 年 4 月 21 日

お客様ならびに関係者 各位

イニシア・スター証券株式会社
代表取締役 品野 修三

弊社に対する関東財務局の行政処分について

本年 4 月 9 日、弊社の業務に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行われましたが、4 月 19 日、弊社は関東財務局より下記の通り業務停止命令ならびに業務改善命令を受けました。

このたびの行政処分によりお客様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

弊社では、このたびの行政処分を厳粛に受け止め、深く反省いたすとともに、本件処分に関係するお客様に対しては適切な対応をし、より一層の経営管理態勢および内部管理態勢の強化・充実を図り、原因究明とともに再発防止策を策定していきます。また皆様の信頼回復に向けて、役員一同全力で努めてまいり所存でございますので、引き続き弊社をご愛顧賜りますよう、何卒宜しく願い申し上げます。

※ 本件行政処分に至る原因につきましては、次のリンクをご参照願います。

<http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100419-1.html>

なお、第二種金融商品取引業(第二種金融商品取引業とは、主に、レジャーホテルファンドその他のいわゆる二項有価証券関連事業をいいます。)以外の業務で、投資信託(「ムーンライト・エイドスファンド」、「ムーンライト・エイドスミニ・ファンド」)の販売業務、CFD・FX(サービス名「CFD-PRO」)の取扱い業務等に付きましては、支障なく従来どおり営業しておりますので、以前と同様にご利用いただきますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

また、4月20日付け「日本経済新聞朝刊」に弊社の業務停止命令の記事が掲載されておりましたが、記事の記載表現が、弊社の営業行為全体の営業停止であるとの誤解を与えかねない内容の表現となっていたことにより、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配をお掛けいたしましたことにつきましては、大変申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

記

(1) 業務停止命令

平成22年4月19日から平成22年6月18日までの間、第二種金融商品取引業に係る業務(顧客取引の結了のための処理を除く。)を停止すること。

(2) 業務改善命令

- ① 本件処分の原因となった投資事業匿名組合について、当該組合の営業者と協議のうえ、組合財産の適切な管理が行われるよう対応すること
- ② 今回の行政処分の内容について、顧客に適切に説明を行うこと。特に虚偽表示が行われた投資事業匿名組合による集団投資スキーム持分を購入した顧客に対して、正確な商品説明を行うとともに、顧客の意思を確認し、適切に対応すること。
- ③ 本件処分の原因となったもの以外の金融商品についても、類似の問題が存在しないか検証を行い、上記①及び②を踏まえた対応を行うこと。
- ④ 責任の所在の明確化を図るとともに、取引先との関係の適正化を含め、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を図ること。
- ⑤ 行政処分を受けるに至った法令違反等の原因を究明するとともに、再発防止策を策定し、実施すること。
- ⑥ 研修の実施などにより役職員の法令遵守意識を高めるための方策を講じること。
- ⑦ 上記について、その対応・実施状況を平成22年5月19日までに東京財務事務所へ書面で報告するとともに、その実施状況について、随時に報告すること。

<お問い合わせ先>

コンプライアンス部 直通:03-5778-9247
代表フリーダイヤル 0120-653-060
問い合わせメール comp@initia-star.com
受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祭日を除く)

以上